

名古屋市達第19号

子ども青少年局
西部児童相談所

名古屋市西部児童相談所処務規程（平成22年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 相談所に次の組織を置く。 （略） 所長補佐（相談調整） 所長補佐（相談援助） <u>(3)</u> （略） 2・3 （略）	第3条 相談所に次の組織を置く。 （略） 所長補佐（相談調整） <u>所長補佐（相談援助統括）</u> <u>所長補佐（相談援助）(2)</u> （略） 2・3 （略）

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。